

改正

令和4年3月29日規則第52号

鎌倉市企業立地等促進条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鎌倉市企業立地等促進条例（平成29年3月条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業内容 企業が実施する条例第3条第1項第1号に規定する事業の内容をいう。
- (2) 事業計画 条例第3条に規定する措置（以下「軽減措置」という。）の適用を受ける期間における事業内容の計画を示すもの及び軽減措置の対象となる固定資産と事業内容の関連性を示すものをいう。

(事業所内保育施設の基準)

**第3条** 条例第2条第6号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該企業の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていること。
- (2) 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）第1章（第1条及び第2条を除く。）及び第5章（第42条を除く。）で定める基準に適合していること。

(規則で定める地域)

**第3条の2** 条例第2条第7号の規則で定める地域は、別図のとおりとする。

(申請)

**第4条** 企業は、軽減措置の適用を受けようとするときは、軽減措置適用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該軽減措置の対象となる固定資産の一覧表（条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合を除く。）
- (2) 市税の納付を証する書類
- (3) 企業が、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 条例第3条第1項に規定する措置の適用を受けようとする場合

(ア) 立地の事実を証する書類

(イ) 事業内容及び事業計画を記載した書類

(ウ) 投下資本額の明細書

(エ) 土地及び家屋の登記事項証明書

イ 条例第3条第2項に規定する措置の適用を受けようとする場合

(ア) 事業内容及び事業計画を記載した書類

(イ) 取得価額の明細書

ウ 条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合

(ア) 立地の事実を証する書類

(イ) 投下資本額の明細書

(ウ) 同項第1号に規定する本社機能等を新たに有するものであることを確認できる書類

エ 条例第3条第4項に規定する措置の適用を受けようとする場合

(ア) 事業所内保育施設の設置の事実を証する書類

(イ) 事業所内保育施設が前条各号に定める基準に適合する事実を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定)

**第5条** 市長は、条例第4条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、速やかにその可否を決定し、軽減措置適用決定通知書(第2号様式)により当該企業に通知するものとする。

(届出)

**第6条** 条例第5条の規定による届出は、同条第1号に掲げるときにあっては軽減措置適用申請事項変更届出書(第3号様式)にその事実を明らかにする書類を添えて、同条第2号又は第3号に掲げるときにあっては事業等休止・廃止届出書(第4号様式)により行うものとする。

(承継)

**第7条** 企業は、条例第6条の規定により地位の承継の承認を受けようとするときは、事業の全部を譲り受けた日又は事業の全部を承継した日から30日以内に、軽減措置適用承継承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業の全部を譲り受け、又は承継した事実を証する書類

- (2) 事業内容を記載した書類
- (3) 市税の納付を証する書類
- (4) 法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその可否を決定し、軽減措置適用承認決定通知書（第6号様式）により当該企業に通知するものとする。

（納税証明書の提出）

**第8条** 軽減措置の適用の決定を受けた企業は、当該決定を受けた日の属する年度の翌年度以降、軽減措置の適用を受けている間、毎年度の4月30日までに、前年度において納付すべき市税の納付を証する書類を市長に提出しなければならない。

（取消し等）

**第9条** 条例第7条第1項の規定による軽減措置の適用の取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度以後の軽減措置について行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項第1号に該当するとき。 同号アからエまでに定める事由の生じた日の属する年度
- (2) 条例第7条第1項第2号に該当するとき。 滞納に係る市税を納付すべき年度
- (3) 条例第7条第1項第3号に該当するとき。 事業を休止した日の翌日から起算して6月を経過した日又は事業を廃止した日の属する年度
- (4) 条例第7条第1項第4号に該当するとき。 軽減措置の適用を決定した日の属する年度
- (5) 条例第7条第1項第5号、第6号又は第7号に該当するとき。 その事由の生じた日の属する年度又は軽減措置の適用を決定した日の属する年度

2 市長は、条例第7条第1項の規定により軽減措置の適用を取り消したときは、書面により当該企業にその旨を通知するものとする。

（その他の事項）

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

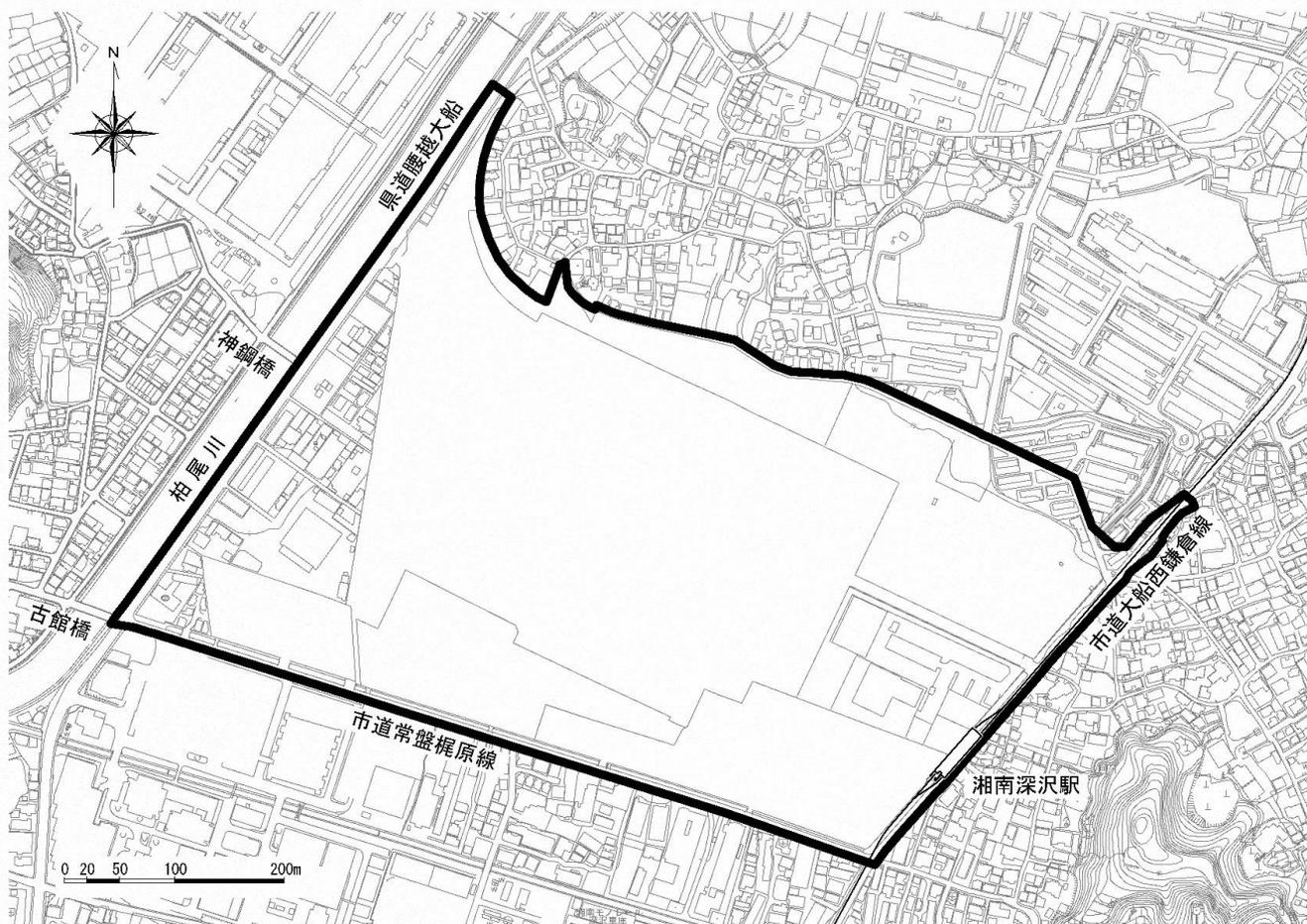
#### 付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別図





## 備考

- 1 「軽減措置の区分」、「用途地域」、「業種」は、該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 2 条例第3条第2項及び第4項に規定する軽減措置の適用を受けようとする場合にあっては、「立地年月日」及び「投下資本額」は記入不要です。
- 3 「軽減措置の区分」は、適用を受けようとする軽減措置に該当する条文の規定を選択してください。
- 4 「業種」は、日本標準産業分類に定める業種を選択してください。
- 5 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 当該軽減措置の対象となる固定資産の一覧表（条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合を除く。）
  - (2) 市税の納付を証する書類
  - (3) 企業が、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
  - (4) 条例第3条第1項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 立地の事実を証する書類
    - イ 事業内容及び事業計画を記載した書類
    - ウ 投下資本額の明細書
    - エ 土地及び家屋の登記事項証明書
  - (5) 条例第3条第2項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 事業内容及び事業計画を記載した書類
    - イ 取得価額の明細書
  - (6) 条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 立地の事実を証する書類
    - イ 投下資本額の明細書
    - ウ 同項第1号に規定する本社機能等を新たに有するものであることを確認できる書類
  - (7) 条例第3条第4項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 事業所内保育施設の設置の事実を証する書類
    - イ 事業所内保育施設が鎌倉市企業立地等促進条例施行規則第3条各号に定める基準に適合する事実を証する書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条）  
第2号様式（第5条）

軽減措置適用決定通知書

鎌指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日に申請がありました鎌倉市企業立地等促進条例の規定に基づく軽減措置の適用について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 軽減措置を適用します <input type="checkbox"/> 軽減措置を適用しません (理由 )
事業所の名称	
事業所の所在地	
軽減措置の区分	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第2項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第3項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第4項
適用期間	年度分 ~ 年度分 (計 年度分)

(教示文)

第3号様式（第6条）  
第3号様式（第6条）

軽減措置適用申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所又は所在地

届出者 法人名（屋号）

代表者氏名

印

電話番号

鎌倉市企業立地等促進条例の規定に基づく軽減措置の適用の申請をした事項に変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

備考 変更の事実を明らかにする書類を添付してください。

第4号様式（第6条）  
第4号様式（第6条）

事業等休止・廃止届出書

年 月 日	
<p>(宛先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">届出者 法人名（屋号）</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>鎌倉市企業立地等促進条例の規定に基づく軽減措置の適用に係る事業等を休止・廃止したため、次のとおり届け出ます。</p>	
届出区分	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 地域貢献施設 <span style="margin-left: 100px;">⋮</span> <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	
休止又は廃止の理由	
休止又は廃止の年月日	年 月 日

備考 「届出区分」は、該当する□にレ点を記入してください。

第5号様式（第7条）  
第5号様式（第7条）

軽減措置適用承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所又は所在地  
届出者 法人名（屋号）  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

鎌倉市企業立地等促進条例の規定に基づく軽減措置の適用に係る地位の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の承継等に関する事項	被承継者等	住所又は所在地 法人名（屋号） 代表者氏名
	承継等に係る事業所の所在地及び名称	所在地 名称
	承継等の事由	
	承継等の年月日	年 月 日
	承継等に係る事業の内容	
	承継等に係る固定資産	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 事業の全部を譲り受け、又は承継した事実を証する書類
- (2) 事業内容を記載した書類
- (3) 市税の納付を証する書類
- (4) 法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第7条）  
第6号様式（第7条）

軽減措置適用承継承認決定通知書

鎌指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日に申請がありました鎌倉市企業立地等促進条例の規定に基づく 軽減措置の適用に係る地位の承継について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 軽減措置の適用に係る地位の承継を承認します <input type="checkbox"/> 軽減措置の適用に係る地位の承継を承認しません （理由 <span style="float: right;">）</span>
事業所の名称	
事業所の所在地	
軽減措置の区分	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第2項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第3項 <input type="checkbox"/> 条例第3条第4項
適用期間	年度分 ～ 年度分（計 年度分）

（教示文）